

岩手県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第26号

岩手県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

岩手県港湾施設管理条例（昭和40年岩手県条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第2 占用料（第12条関係）			別表第2 占用料（第12条関係）		
	区 分	金 額		区 分	金 額
工作物を設置する場合	水管、下水道管、ガス管、ケーブルその他これらに類する工作物	1年までごとに1メートルまでごとに <u>78円</u>	工作物を設置する場合	水管、下水道管、ガス管、ケーブルその他これらに類する工作物	1年までごとに1メートルまでごとに <u>100円</u>
	電柱、街灯その他これらに類する工作物	1年までごとに1本ごとに <u>360円</u>		電柱、街灯その他これらに類する工作物	1年までごとに1本ごとに <u>470円</u>
	[略]			[略]	
	[略]			[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

- この条例は、令和2年5月1日から施行する。
- この条例の施行前に港湾施設の占用の許可を受けた者の当該許可に係る令和3年3月31日までの間の占用料の額については、なお従前の例による。